

令和3年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年2月4日（木）午後1時30分から午後2時40分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 伊藤 卓、 栗本 京治、 樋口 孝男
欠席を要請した 農業委員・農地 利用最適化推 進委員	小林 司朗、 奥村 久光、 奥村 武司、 奥村 富雄、 中根 章子 熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 加藤哲利、 再任用職員 富賀見昌昭
議案	第5号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第6号 農地法第4条第1項の規程による農地転用許可申請に対する意見について 第7号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第8号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和3年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限して9名で行います。定足数には達していますので、ご報告します。 これより、令和3年第2回可児市農業委員会総会を開会します。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりになっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 それでは、2番大澤正幸委員、6番若尾英夫委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転2件です。

受付番号1番は、久々利の方と川合の方との間での売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

川合地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことでした。

詳細については、資料のとおりです。

譲受後の経営面積は、3,755平方メートルとなります。

受付番号2番は、柿田の方と柿田の方との間での売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

柿田地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことでした。

詳細については、資料のとおりです。

譲受後の経営面積は、3,521平方メートルとなります。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、川合をお願いします。

大澤委員 2番委員大澤から、現地確認の報告と譲渡人に会いました関係の報告をします。

今、この農地を持ってみえる方は久々利の方で、川合まで来て耕作するのは大変ということと、この土地については隣接の川合の方がずっと以前から耕作している土地です。

今回所有者の久々利の方から、高齢でどうしようかという相談がありまして、隣地の方が耕作していたのならその方にごうですかとお話ししまして、両者が買う・売るという話がまとまりましたので、今回スムーズにいき、この土地が荒れることなく耕作がされていくことになり、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、柿田をお願いします。

栗本委員 12番委員の栗本が、現地確認をしてきた結果の報告をします。

資料には田となっていますが、既に20年位前に埋め立てられ畑となっています。譲受人は、たぶん今度の工業団地の移転で、ここに代替地を買われると思うのですが、この周り全て宅地になっていまして、ここで畑を作られるなら何ら問題ないと思います。

皆さん慎重に検討していただきたいと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 受付番号2番ですが、今の説明の中で、地目は田で現況は畑と言われましたが、田を作ろうと思えば、作れる状況ですか。

栗本委員 田としては、作るのは無理だと思います。ただもう30年位前にどこで許可がでたか分かりませんが、高速道路の建設のときに、みんなこの近所埋め立てられたところでした。なぜ田と表示されているか、その経緯は私にはわかりません。

大澤委員 この場合、農業委員会として、台帳地目が田で、現況地目が畑という状況を確認した訳ですが、この場合指導すべきなんでしょうか。

農業委員会として、黙認して分かりましたということでそのまま通して終わりでもいいのか、農地として持たれるのはいいと思うのですが、地目変更してくださいとか、届出をしてくださいとか、この場としてすんなり通すのか、指導をお願いしておくべきなのか、ちょっと私にも理解できないのですが。

事務局 登記簿地目が田となっていますが、現況を事務局も見てきましたが、埋め立てがされていまして、畑の様を呈していました。本来の形でいけば畑地転換の届出を出していただくことになるのですが、実際既に形状変更は終わっていますので、登記地目を田から畑にするよう指導をすることはできます。

伊藤委員 10番委員の伊藤ですが、これは売る人が畑に変えるのか、買う人が畑にするのか。

事務局 この3条の許可が出た以降に農地の所有権移転がされる訳ですので、所有権移転がされる前に変えられるのであれば譲渡人ですし、所有権移転後であれば譲受人が地目の変更をしていただくこととなります。

伊藤委員 農業委員会として、指導はどちらにするのですか。

事務局 指導としましては、申請は譲渡人と譲受人の二人で出ていますので、両者の代理人である行政書士にその旨伝えることとなります。

大澤委員 この土地の売買を認めますという農業委員会の許可をしますと、司法書士が法務局へ所有権移転登記の手続きをします。法務局は、なかなか現地へ行くことはないと思うのですが、万一現地を見に来た時に、登記官としてこの現況は田ではないという指摘をされた場合、農業委員会が間違っ出ていませんかという話にならないのですか。

事務局 そのこともあって、現況と違うということで、地目の変更も併せてお願いすることになります。

玉木委員 これは3条でやってみえるのですが、3条ですとスムーズに移転できるのですが、将来的には、住宅を建てるような形になるのでないかと思うのですが、5条でなぜやらないのかなと思いました。

事務局 この申請地の南側も併せて農振農用地に指定されていて、3条の場合は農用地のままでも所有権移転が可能ですが、農用地のままでも5条申請はできません。なお、申請地の南側の農地について昨年の11月に除外の申請が出ました。今後、農振除外ができた時点で、5条の転用申請が出て来るものと思われれます。もし、北側であるこの申請地も同じように農振除外をされるのであれば、5月と11月が農振除外の申請手続きの時期ですので、その手続きを終えてから転用申請ができることとなりますが、農地として使用される予定で取得されるということですので、将来どうされるかについては、それ以上のことを申しあげることにはできません。

議長 その他何かありませんか。

【意見なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第2、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今日は、2件の申請があります。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で共同住宅駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

隣接する農地はなく既に造成済みの農地です。

そのため、平成28年4月頃より農地法の許可を得ないまま駐車場を整備し利用してきたことから、始末書が提出されています。

受付番号2番は、羽崎の方が農地転用の許可を求めるもので、羽崎地内でロードサービス駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等では、1種農地と判断されるため、可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

中村委員 受付番号1番、下恵土お願いします。

3番委員中村です。

先ほど事務局から話がありましたように周辺には農地が無く、ここで転用が行われても何ら影響はないと判断しています。

議 長 受付番号2番、羽崎お願いします。

伊藤委員 10番委員伊藤から説明します。

現地調査をしまして、道路面に水路がありますので、この水路がどうなるかと思い詳しく見ました。道路面から申請地は1メートルほど下がっていますので、水路に影響しない形で埋め立てていただくようお願いをしておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございせんか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第3、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号6番の案件は、日程第5、議案第8号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についての受付番号1番と関連があるため、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第4、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が8件、贈与による所有権移転が1件、使用貸借権の設定が2件の合計11件です。加えまして日程第5、議案第8号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についての受付番号1番も関連案件ですので、併せて説明します。

受付番号1番は、岐阜市の方と下恵土の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号2番は、岐阜市の方と岐南町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

南側の田については転用許可済みのため、被害防除策の対象となる隣接農地はありませんが、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号3番は、塩の方とみずきヶ丘の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、塩地内で貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐと

しています。

この案件は、開発協議の対象案件となっておりまして、申請地の西側に事務所が建つ宅地がありますが、これを含めて一体開発となりますので、都市計画法に基づく開発許可、まちづくり条例の開発基準協議対象となっています。

また農振除外の目的が当初は集合住宅となっておりましたが、目的が変更となり貸駐車場敷地ということになり、1月29日に受理決定済みとなっています。

受付番号4番は、受付番号3番と関連案件で、これも塩の方とみずきヶ丘の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、塩地内で貸駐車場を整備するとのことでした。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことでした。

その他詳細については資料のとおりです。

隣接農地はありません。

なお、ここについても農用区域除外申出の目的変更がされ、当初は中古バイクの修理とバイク販売の店舗ということで除外申請されておりましたが、貸駐車場敷地へ目的が変更となり1月29日に受理決定済みとなっています。

受付番号5番は、矢戸の方と光陽台の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、矢戸地内で一般個人住宅を建築するとのことでした。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことでした。

その他詳細については資料のとおりです。

隣接農地はありません。

なお、農地転用許可申請後に譲渡人が1月30日に死亡していますが、許可手続きは相続人に継承されます。ただし、譲受人へ所有権移転登記を行う場合は、譲渡人の相続登記をしないと権利の移動ができません。

受付番号6番は、長洞の方と長洞の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、長洞地内で一般個人住宅敷地にするとのことでした。

立地基準判定等では、2種農地と判断されますが、隣接する宅地等と一体利用するため申請地に代えて当該目的を達成できないため、代替地の検討は不要です。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、隣接する農地との間にU字溝を設けて土砂等の流出を防ぐとしています。

なお、始末書が提出されておまして、これは昭和50年頃に農地法の許可を得ずに住宅を建築したことに対するものです。

また、隣接する一体利用地については、議案第8号の受付番号2番と同時申請されています。

この議案第8号の受付番号1番は、長洞の方が長洞地内に所有する農地で、今説明し

ました受付番号6番の土地と一体利用している敷地内にあり、昭和53年頃まで畑として耕作していましたが、昭和53年に住宅を建設し現在に至るものです。

その他詳細については資料のとおりです。

受付番号7番は、室原の方と多治見市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、室原地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されますが、隣接する宅地等と一体利用するため申請地に代えて当該目的を達成できないため、代替地の検討は不要です。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、敷地内に水路を設けることで、土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号8番は、半田市の方と清水ヶ丘の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下切地内で建設業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

隣接農地はありません。

受付番号9番は、大森の方と下恵土による贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、大森地内に農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、既存の石積みを撤去しL型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号10番は、美濃加茂市の方と美濃加茂市の方外1名の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、瀬田地内に隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されますが隣接地と一体利用するため、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないため、代替地検討は不要です。

その他詳細については資料のとおりです。

隣接農地はありません。

なお、始末書が提出されていまして、これは昭和47年頃より、農地法に係る許可を得ないまま造成して住宅の庭の一部として利用していたことに対するものです。

受付番号11番は、多治見市の方と尾張旭市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、中恵土地内に2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことでした。

受付番号12番は、見送りとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

菱川委員 受付番号1番と2番は、今渡ですので1番委員の菱川が説明します。

受付番号1番の場所は、可児市立蘇南中学校から南に約200メートルばかり行ったところですが、農地になっていまして、ここに2区画の宅地分譲をするとのことですが、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

受付番号2番の場所は、坂戸の方から今春トンネルを通過して約400メートル北へ向かったところですが、鳴子公民館から南へ約70メートル南にあるクリニック北隣の田です。ここもきれいに農地が管理されていまして、4棟の分譲住宅を建築すると申請が提出されていまして、何ら問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 受付番号3番と4番、塩をお願いします。

若尾委員 農業委員6番若尾が説明します。

受付番号3番に関しては、今事務局から説明がありましたように、以前ここにアパートを造る予定で農振除外がしてあったところで、目的変更で貸駐車場にするということで申請が出てきました。前からいろいろ問題があったのですがクリアできたと見てきました。ただ問題は、申請地と一体利用する隣接する運送会社の敷地との間には用水路が通っています。また草で分かりにくいところに排水路がありました。運送会社の方は擁壁でしっかり土留めがしてあります。今度ここに駐車場を造るならば擁壁を造ることですので、擁壁と擁壁の間に用水路が入ってしまいます。ですのでその用水路の保守点検、草刈等ができるように指導をしていただけたらいいと思います。

また排水路に関しては、かなりお粗末な排水路ですので、このままでいいのかなというところがあります。転用に関しては問題ありません。

受付番号4番は、周りには全く農地がないので問題はないのですが、申請地の山側に沿って用水路が通ってしまっていて、受付番号3番の農地に繋がっています。ですので、この山に沿ってある用水路の保守点検をしていただければ問題ないと思います。

排水に関しては道路の側溝がありますので、問題ないと思います。

議 長 受付番号5番、矢戸をお願いします。

可児委員 7番委員の可児が報告します。

この土地は、前回農地転用の申請がされた隣です。

前には市道があり、裏には横市川と山林ですので、隣地に関しては、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 受付番号6番、長洞ですが、議案第8号の受付番号1番も併せてお願いします。

可児委員 受付番号6番と議案第8号の受付番号1番について、7番委員可児が説明します。

現地は、30年位前にこの土地を借りて既に家が建ってしまっているということで、地主には賃貸料を払っているということです。この土地について将来、お子さんが相続をすることになると、その手続きが大変なので譲渡人が売買の手続きをしたいということ

で、申請となりました。現在の状況を見ますと農地に影響は一切影響ありませんし、相続等のことを考えますと、これは何ら問題なく手続きを済ませていいと感じましたので、皆様のご意見をよろしく願います。

議長 受付番号7番、室原願います。

若尾委員 6番委員の若尾が説明します。

資料を見ていただいた通り、この申請地は申請者の敷地の一角にあり、新たに家を建てるために、畑を宅地に転換するという申請でありますので、何ら問題ないと思います。

給排水は本宅の方から接続するということです。雨水に関しては、川へ流すということですなので、別に問題ないと思います。

議長 受付番号8番、下切願います。

玉木委員 8番委員の玉木が説明します。

現地確認してきましたところ、重機が入って整地がされていきました。現場の状況は建設業資材置場として使用できるようになっています。元々田ですので、荒れた状態を見て判断しなかったのですが、既にきれいに整地されていきました。逆にそのことが、問題だと思いました。

それから、この北隣の土地ですが、資料には転用許可済みとなっているところですが、ここは産廃の場所になっていまして、同じ業者が今回の申請地を買い取るようになっていしますので、将来産廃の場所になってしまうのではないかと考えます。ですが、このように申請していますので、止むを得ないかなと感じています。ただこの位置はかなり普通では分かりにくい場所ですので、資料の立地基準判定では、将来的には3種農地になることが見込まれるということなのですが、私から見るとどうい3種にはなり得ないと思われまます。疑問もいくつかありましたけれども、止むを得ないかなと判断しています。

議長 受付番号9番、大森願います。

伊藤委員 10番委員伊藤が説明します。

申請地は譲渡人が家を造るということで、以前農地転用の許可を得た土地です。そのため既に現地は埋め立てがされていきました。その土地を弟さんに譲渡したいということで、農地転用の許可の取消申請をされ、新たため申請をされたということです。そのため、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

議長 受付番号10番、瀬田願います。

栗本委員 12番委員栗本が、現地確認の結果を報告します。

これは、狭いところですが、ノミの先端のような形をしたところで用水と排水が一緒になっていて、そこを水がいらなくなったら排水路に落ちないように堰き止めると用水になるということですが、ここの業者が先月尋ねてきまして、ここに雨水を落としていいかと言われ、瀬田の水利組合はなんとやっているかと聞いたら、この排水の落ちるところより上で、いらぬときに落ちるような状態になっていればOKにしたいということでしたので、事務局に一つそれだけ願って、その他は狭いところですので、今でも駐車場のようになって土も入っていましたが、申請地の幅も3メートル位だったので問題はないと思います。

議長 受付番号11番、中恵土願います。

樋口委員 13番委員の樋口が説明します。

これは、資料を見ていただければわかるように、北側と東側は道路で、西側と南側は住宅地で、農地はここ1筆しか残っていませんので、全く宅地化されることについては問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

栗本委員 受付番号3番についてですが、資料にガードパイプがあり容易に横断できないと書いてありますけれども、このガードパイプを業者が運搬車両の出入りのため取り外すのですか。危ないからガードパイプを付けてあるのに取り外すのですか。出入りする部分だけ取り外すのであれば、止むを得ないのですが、全面的に取り外すというのは農業委員会がこれに関わる問題ではないのではないのですか。

事務局 この乗入口につきましては、このガードパイプのあるところからではなく、西側に事務所があります。そのところからの乗入れるということで、ガードパイプについては撤去しないのでないかと認識しています。

玉木委員 同じく3番ですが、1年ほど前に農振除外をやって、その目的と現在貸駐車場ということで、目的が違っていると先ほど説明がありましたが、そんなに期間が経っていないのに転用目的があって農振除外したのに、別の転用目的で出てきているのですか。信憑性がないように思われるのですが、どうなのでしょう。

事務局 除外につきましては、期間は短いのでないかということですが、期間が1年と言われましたが、17年経っていますので、その間に当初の目的からずれてきているもので、決して期間が短いからということではないと理解しています。

今の玉木委員の質問ですが、農振除外の目的変更の届出書には、資金繰り等理由が細かく記入されていて、それによって産業振興課で承認したものです。もう一点栗本委員からの質問の中で、資料にガードパイプがあり容易に横断できないとの記載があるのは、工事の関連の表現でなく立地基準判定の2種の中に10ヘクタール未満の一団の農地等、ガードパイプにより農業機械が横断することができるか否かによって一団の農地の判断をする際の材料であって、それによって2種農地なのかどうかを判断することになります。なお、工事に関する記載ではありませんので、ご承知願います。

また、現場の状況からすると県道からの乗入れの方がスムーズだとは思いますが、大型運搬車両の出入りは別のところからと計画にありますので、今の計画通りであればガードパイプは撤去されないと考えます。資料の記載はあくまで農地法上の判断材料として記載されているものです。

大澤委員 若尾委員にお尋ねしたいのですが、受付番号3番と4番ですが、かなり広い駐車場を造られるのですが、譲受人は女性の方なのですが、この方が一体利用地として使用する運送会社の駐車場として購入して、この会社にこれだけ広い土地を貸すということですか。

若尾委員 それは分かりません。今ここで運送会社を営んでいる方との関係は私には分かりません。

これから、大型トラックを順次増やすからと農振除外の資料に書いてあります。

大澤委員 そうしますと計画図があると思いますが、大型運搬車両を何台位、例えば10台とか15台とか書かれていますか。

若尾委員 順番に増やしていく、年に2、3台ずつ増やしていくとあります。今は事務所がある敷地いっぱいトラックが停めてあります。

大澤委員 トラックですか。

若尾委員 はい、運送会社の大型トラックです。

大澤委員 分かりました。ありがとうございます。

事務局 先ほどお尋ねのありました貸駐車場となっている件で、取得後貸す相手の運送会社と譲受人との関係ですが、この譲受人は運送会社の社長の甥の妻ということで関係者になります。

大澤委員 今度は受付番号8番についてお尋ねします。
先ほど説明の中に、既に転用済みのところに産廃みたいなものがかかり持ち込まれ、埋め立てられているということをおっしゃったんですが、そうしますと今度購入されます2,314平方メートルの土地も同じ会社であれば、そういうものが持ち込まれる可能性が出てくると思うのですが、地元として大丈夫ですか。農業委員会として許可をして、こういう産廃が、申請書には建設業資材置場とありますから、資材を置くために許可をするのであって、産廃を持ち込まれては困ると思うのですが、地元としては大丈夫ですかね。農業委員会が許可をして。

玉木委員 申請書は建設業資材置場となっていますので、隣が産廃なんですけど、あくまで産廃置場になる可能性が高いのでないかということだけで、現段階ではそういうことではありませんので、今の段階では言えないんです。

大澤委員 高いですか。

玉木委員 ただこの辺りは、農地になっていますけれども、ほとんど農業をやってみえる方がいらっしやなくて、草がぼうぼうと生えた土地となっています。ただ、可児川を越えた向こう側は、商業地とか住宅が建っていますので、そこから見ると転用許可済みのところが、産廃置場でよくありますように周囲がトタンで囲ってありまして、何かが置かれているという状況でして、この申請地が同じようになる可能性があるのではないかと思います。

事務局 今回の申請地の北側につきましては、今回の申請者と同じ業者で、建設業資材置場ということで、転用許可が下りています。先ほどおっしゃられたように、現地は周囲が囲われた形になっていて、中が見えにくい状況になっています。もし、ここで産廃処理を行うのであれば、県の許可がないと埋め立てすることはできません。そのことが事実であれば、通報をいただければ、市の環境課を経由して可茂県事務所の環境課から事業者へ指導するということになります。

大澤委員 既に、前の農地転用許可後に産廃を置いてあると、今聞いたので調査に入っていただけなのですか。

事務局 市環境課を通じて可茂県事務所に報告します。

玉木委員 直ぐ北が可児川なんですよ。ここに産廃が置いてあるだけで、地中に汚水がしみ込んで、可児川に入っていくことが考えられますので、なおかつこれだけの平米数の土地

議 長 の転用が認められますとどうかなと感じております。

議 長 その他、何かありませんか。

議 長 【意見なしの声多数】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議 長 日程第4、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することに、また、日程第5、議案第8号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についての受付番号1番については、当委員会として承認することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第4、議案7号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することに、また、日程第5、議案第8号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についての受付番号1番については、当委員会として承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第6、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務 局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務 局 日程第6、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを説明します。

事務 局 今回の利用権の設定は、使用貸借権が1件、解除条件付使用貸借権が1件、賃貸借権が1件の合計3件です。

事務 局 受付番号1番は、川合の方と土田の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

事務 局 川合地内の該当農地について令和4年2月までの1年間、利用集積を図るものです。

事務 局 受付番号2番は、下恵土の方と二野の方での再設定の使用貸借権の設定です。

事務 局 二野地内の該当農地について令和7年2月までの4年間、利用集積を図るものです。

事務 局 受付番号3番は、御嵩町の方と御嵩町の方での新規の賃貸借権の設定です。

事務 局 中恵土地内の該当農地について令和23年2月までの20年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第6、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第6、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、これを承認し、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。
はじめに、農地の適正管理の1月指導分について報告します。
別添資料1をご覧ください。
1月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてですが、1月中に届出のあった受理分について報告します。
今回は、6件の相続に伴う届出があり、田は21筆、面積8,546.35平方メートル、畑は34筆、面積23,771.69平方メートルで、田と畑の合計は55筆で、面積は32,318.14平方メートルでした。
それでは、今後の日程について説明します。
次回の現地確認は、3月1日の月曜日を予定しています。
また、令和3年第3回農業委員会総会は、3月4日木曜日に午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議 長 これをもちまして、令和3年第2回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。